

名古屋外語・ホテル・ブライダル専門学校 校友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、名古屋外語・ホテル・ブライダル専門学校校友会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、名古屋外語・ホテル・ブライダル専門学校(以下、名外専と略称する。)内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。(1)会員名簿の発行(2)会員誌等の発行(3)本会のもとにある組織に対する援助(4)会員の就職に関する助言(5)会員の懇親(6)奨学制度の運営(7)その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員および組織

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の各号に定めるところとする。ただし、日本語科は除外する。

- (1)正会員
- (2)準会員
- (3)特別会員
- (4)賛助会員

2. 名外専の卒業生および修了生を正会員とする。
3. 名外専に在籍中の学生は準会員とする。
4. 名外専に在職中の教職員は特別会員とする。
5. 名外専の卒業生に関連する事業所等の代表者は、賛助会員とすることができる。
6. 会員のうち、本会の体面を汚した者は、役員会の承認を得て除名することができる。

(組 織)

第6条 本会のもとに、本会の目的に沿った組織を置く。

2. 本会の運営について、役員会において必要と認める場合は、専門の委員を置くことができる。

第3章 役員

(役員等)

第7条 本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 役員
 - (2) 常任役員
2. 特別会員および本会の支部長は役員とする。
 3. 常任役員は次の各号に定めるところとする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 2名
 - (4) 書記 1名
 - (5) 会計 2名以内
 - (6) 会計監査 1名
 - (7) 相談役 3名以内

(常任役員を選出)

第8条 会長は役員会にて選出する。

2. 常任役員は、正会員または特別会員の中から、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(常任役員の職務)

第9条 会長は、本会を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 幹事は会務を統括する。
4. その他の常任役員は会務を分担処理する。

(常任役員の任期)

第10条 常任役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 常任役員のうち、本会の体面を著しく損なうと役員会で認められた者は、任期にかかわらず解任することができる。

第4章 会議

(役員会)

第11条 役員会は、本会の最高議決機関および本会の最高執行機関とする。

2. 役員会は、第7条第1項の(2)の常任役員をもって構成する。

3. 役員会は原則として毎年5月に会長が召集する。ただし、会長が特に必要と認める場合には、臨時役員会を召集することができる。
4. 役員会の議長は、会長が務めることもできる。
5. 役員会は、その構成員の過半数の出席により成立する。
6. 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会則の改正に関する議事については第20条に定めるところによる。
7. 役員会の議事事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 予算および決算の承認に関すること
 - (2) 事業の計画と運営に関すること
 - (3) 常任役員就任の承認に関すること
 - (4) 会員の除名または常任役員解任に関すること
 - (5) 入会金および会費の改定に関すること
 - (6) 第16条に定める寄付金等の収受に関すること
 - (7) 支部の設置に関すること
 - (8) 本会の運営上必要と認める規則等を制定すること
 - (9) その他、会長が会務の執行上必要と認める事項

(総会)

第12条 総会は、必要に応じて会長が召集する。

- (1) 総会の議長は会長が指名する
- (2) 総会の議事は、出席員数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする

第5章 会 計

(収 入)

第13条 本会の収入は次の各号の通りとする。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金または補助金
- (4) 資産から生じる法定果実
- (5) その他の収入

(入会金)

第14条 本会に入会するときは、別に定める額の入会金を納めるものとする。

2. 既納の入会金は返還しない。

(会 費)

第15条 正会員および準会員は、別に定める額の会費を納めるものとする。

2. 特別会員は、会費を納めることを要しない。
3. 既納の会費は返還しない。

(寄付金等の収受)

第16条 次の各号の収受には、役員会の承認を受けなければならない。

- (1) 寄付金または補助金
- (2) その他、当然の収入以外の収入

(予算および決算)

第17条 会長は翌年度の収支予算案を役員会に提出し、その承認を得るものとする。

2. 会長は当該年度の収支決算を、会計監事の監査を受けた上で役員会に提出し、その承認を得るものとする。
3. 前項の収支決算に必要な書類は、収支決算書とする。
4. 役員会にて承認を得た当該年度の収支決算は、適切なる方法によって会員に周知しなければならない。

第6章 支 部

(支部の設置)

第18条 本会は地域を単位として支部を設置することができる。

2. 支部の設置は役員会で過半数の同意を得なければならない。

第7章 雑 則

(会計等の年度)

第19条 本会の会計年度および事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第20条 この会則の改正には、役員4分の3以上が出席した役員会において、出席役員4分の3以上の承認を必要とする。

(会員への周知)

第21条 会則の改正事項、収支決算、常任役員の変動等、会員に対する周知事項は、運営上、一定期間名外専の所定の掲示板に公示するか、または会誌に掲載する。

(規則等への委任)

第22条 本会の運営上必要があると認める場合には、役員会において、別に規則等を定めることができる。

附 則

この会則は平成16年4月1日より適用する。

附 則

この会則は平成24年4月1日より適用する。